

○輪之内町デイサービスセンター及び輪之内町在宅介護支援センター管理規則

平成10年3月26日

規則第4号

改正 平成12年3月31日規則第31号

平成17年10月26日規則第22号

平成18年11月16日規則第57号

平成21年5月28日規則第7号

平成21年9月8日規則第10号

平成25年7月16日規則第16号

平成25年11月1日規則第20号

(目的)

第1条 この規則は、輪之内町保健福祉センターの設置及び管理に関する条例(平成10年輪之内町条例第4号。以下「条例」という。)第22条の規定に基づき、輪之内町デイサービスセンター(以下「デイサービスセンター」という。)及び輪之内町在宅介護支援センター(以下「在宅介護支援センター」という。)の管理運営に関し、必要事項を定めるものとする。

(事業)

第2条 デイサービスセンターは、デイサービス(通所介護を含む。)事業を行い、在宅介護支援センターは、在宅介護支援センター運営事業を行う。

(利用定員)

第3条 デイサービスセンターの1日当りの利用定員は、30人とする。

(利用時間)

第4条 デイサービスセンター及び在宅介護支援センターの利用時間は、次のとおりとする。

ただし、町長が特に必要があると認めるときは、変更することができる。

(1) デイサービスセンターは、午前9時15分から午後4時15分まで

(2) 在宅介護支援センターは、午前8時30分から午後5時15分まで

(休所日)

第5条 在宅介護支援センターの休所日は、次のとおりとする。ただし、町長が特に必要があると認めるときは、臨時に休所し、又は変更することができる。

- (1) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日
- (2) 土曜日、日曜日
- (3) 1月2日から1月3日まで及び12月29日から12月31日まで

第5条の2 デイサービスセンターの休所日は、次のとおりとする。ただし、町長が特に必要があると認めるときは、臨時に休所し、又は変更することができる。

- (1) 日曜日
- (2) 1月1日から1月3日まで及び12月31日

(遵守事項)

第6条 デイサービスセンターを利用する者及び身元引受人は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 利用者は、デイサービスセンター内において品位の保持につとめ、第三者に損害を及ぼす行為をしないこと。
- (2) 身元引受人は、デイサービスセンター内において利用者の容体が急変し、その旨の知らせを受けた場合は至急来所すること。
- (3) 軽度の医療が必要な利用者については、管理受託者に一任すること。
- (4) 身元引受人は、予定日に利用できない場合は速やかに管理受託者へ連絡すること。

(指定管理者の公募)

第7条 町長は、指定管理者を指定するときは、特別な場合を除き公募するものとする。

(指定管理者の申請)

第8条 条例第7条第1項の規定により指定管理者の指定を受けようとするものは、指定管理者指定申請書(第1号様式)に次に掲げる書類を添付し、町長に提出しなければならない。

- (1) 法人にあつては定款及び登記簿謄本、その他の団体にあつては規約又はこれに相当するもの
- (2) 申請する日の属する事業年度の収支予算書及び事業計画書並びに前事業年度の収支決算書及び事業報告書
- (3) 当該施設の管理に関する業務の事業計画書及び収支予算書
- (4) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認めるもの

(選定委員会の設置)

第9条 指定管理者の選定及び監督を適正に行うため、指定管理者予定候補者選定委員会

(以下「委員会」という。)を置く。

2 委員会は、町長が任命した者をもって組織とする。

(指定管理者の選定の特例)

第10条 町長は、第8条の規定による申請がなかった場合は第7条、第8条及び前条に規定する手続きを経ずに指定管理者の候補を選定することができる。

2 町長は、本町が出資等している法人、公共団体又は公共的団体について、永年の事業実績により今後も事業運営効果が期待できると認めたものについて、第7条に規定する手続きを経ずに指定管理者の候補として選定することができる。

(指定管理者の指定)

第11条 町長は、第9条又は前条の規定により選定したものを議会の議決を経て指定管理者に指定しなければならない。

2 町長は、指定管理者を指定したときは、当該指定管理者に指定管理者指定通知書(第2号様式)により通知するものとする。

(協定の締結)

第12条 指定管理者の指定を受けたものは、町長とデイサービスセンターの管理に関する協定を締結しなければならない。

(事業報告書)

第13条 指定管理者は毎年度事業終了後速やかに、管理するデイサービスセンターに関する指定管理業務事業報告書(第3号様式)を作成し、町長に提出しなければならない。

(指定の取消しの通知)

第14条 町長は、指定管理者の指定を取消したときは、指定管理者取消通知書(第4号様式)により通知するものとする。

(目的外使用)

第15条 デイサービスセンターの使用に支障のない場合で、町長が必要と認めたときは、その一部を目的外に使用させることができる。

(委任)

第16条 この規則に定めるもののほか、デイサービスセンターの運営について必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この規則は、平成10年4月1日から施行する。

附 則(平成12年規則第31号)

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則(平成17年規則第22号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成18年規則第57号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成21年規則第7号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成21年規則第10号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成25年規則第16号)

この規則は、公布の日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

附 則(平成25年規則第20号)

この規則は、公布の日から施行する。







